

青森県報

号外第二号

令和四年
一月二十六日
(水曜日)

目次

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) ……一
○右 同……………(同) ……二
○大規模小売店舗の変更の届出……………(同) ……三
○右 同……………(同) ……四
○大規模小売店舗の廃止の届出……………(同) ……四
○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(同) ……五

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハッピー・ドラッグ弘前岩木店
弘前市大字一町田字村元七二二の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社丸大サクラキ薬局

青森市大字三内字玉作二の七二

代表取締役 櫻井清

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社丸大サクラキ薬局

青森市大字三内字玉作二の七二

代表取締役 櫻井清

四 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年八月十八日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、二二二平方メートル

六 大規模小売店舗の施設に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

四〇台(位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

八台(位置は、届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積

四〇平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

五立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社丸大サクラキ薬局

開店時刻 午前九時 閉店時刻 翌午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二か所(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

令和三年十二月十七日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和四年一月二十六日から同年五月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年五月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ七戸笹田川久保店

上北郡七戸町字笹田川久保二五の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区麹町五丁目一の一

代表取締役 辻田泰徳

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ツルハ

北海道札幌市東区北二四条東二〇丁目一の二一

代表取締役 八幡政浩

四 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年八月二十八日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、三五〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

五二台(位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

一〇台(位置は、届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積

四〇・五平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

七・一一立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社ツルハ

開店時刻 午前八時 閉店時刻 翌午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から翌午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

令和三年十二月二十七日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び七戸町役場

2 期間

令和四年一月二十六日から同年五月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、七戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年五月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアドゥ

八戸市沼館四丁目七の一二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 八戸臨海開発株式会社

八戸市沼館四丁目七の一二

代表取締役 井上郁夫

2 福田アセット&サービス株式会社

新潟県新潟市中央区西堀通二番町七七八

代表取締役 樋口孝夫

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
外二〇者	株式会社ストライプインターナショナル 岡山県岡山市北区幸町二の八 代表取締役 立花隆央	平成 二五・四・二〇

四 届出年月日

令和三年十二月二十四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和四年一月二十六日から同年五月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 意見書の提出

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見を提出することができる。

1 提出期限

令和四年五月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後	変更年月日
弘前市大字末広五丁目一の四外 (仮称)いとく弘前末広店	弘前市大字末広五丁目一の四外 いとく弘前東店	令和 三・二・三六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社伊徳

秋田県大館市清水四丁目四の一五

代表取締役 塚本徹

三 届出年月日

令和四年一月七日
四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和四年一月二十六日から同年五月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見を提出することができる。

1 提出期限

令和四年五月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の廃止の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出があつたので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

令和四年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
中三五所川原店

五所川原市字本町二五

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社中三

弘前市大字土手町四九の一

代表取締役 木村中

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

廃止前	廃止後
八、四四七平方メートル	〇平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

平成十八年一月二十二日

五 届出年月日

令和三年十二月二十五日

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンデー弘前店

弘前市大字八幡町三丁目一の五外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役 川村暢朗

三 弘前市の意見の概要

1 駐車場数及び駐輪場数の減少に伴う届出であり、現状より稼働面積が減少することから、現時点同様に「騒音に係る環境基準」を満足するものであり、周辺環境に与える影響は少ないものと考えられる。しかし、来客台数についても予測結果であることを踏まえ、今後の状況変化には十分留意し、営業に伴い周辺住民から騒音等に関する苦情等が寄せられた場合には、誠意をもって対応することはもとより、苦情の発生を未然に防ぐための最大限の配慮をすること。

2 一定規模を超える屋外広告物を表示する場合は、弘前市屋外広告物条例に基づく許可申請を行うこと。

3 景観計画について、一定規模を超える大規模行為を行う場合は、景観法に基づく届出を行うこと。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和四年一月二十六日から同年二月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円